

## 重要

### 特別奨学金案内

# 亘理町特別奨学金を希望する皆さんへ

#### 亘理町特別奨学金の目的

亘理町特別奨学金は、大学（専攻科、別科及び大学院含む。）、短期大学（専攻科、別科を含む。）及び専修学校専門課程（上級学科を含む。）で学ぶ意欲のある者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学を断念することがないように貸付し支援することを目的としています。

#### 貸付けを受けることのできる人

貸付けを受けることのできる人は、本人または保護者が亘理町内に在住する学生です。  
ただし、保護者が町税を滞納している学生は該当しません。

・奨学金を借りる人は、保護者ではなく、学生本人です。また、償還するのも学生本人です。

#### 貸付金額と貸付条件

- 貸付金額は、20万円以内（1万円単位）で、学生1人あたり1回限りです。
- 貸付条件は、次のとおりです。

貸付金の利子	無利子
貸付期間	在学する学校の正規の修学年限以内
償還据置期間	卒業後6カ月間
償還期間	卒業後3年以内

#### 申請方法

次の①から⑧の書類を亘理町教育委員会 教育総務課へ提出してください。

提出書類	提出数	備考
① 特別奨学金貸付申請書(様式第1号)	1	※希望理由を含む
② 誓約書(様式第2号)	4	
③ 特別奨学金貸借契約書(様式第3号)	4	
④ 口座振込依頼書(本人名義)	1	※口座番号の写し添付
⑤ 連帯保証人の印鑑証明書(2人分)	各1	
⑥ 保護者の世帯全員の住民票 (学生が別世帯の場合は戸籍抄本)	1	
⑦ 保護者の納税証明書(最新)	1	
⑧ 在学証明書	1	

- ・ 特別奨学金貸付申請書（様式第1号）は、連帯保証人に関する事項を除き、本人が記載してください。
- ・ 特別奨学金貸付申請書に記載する連帯保証人は2人で、うち1人は保護者とします。もう1人の連帯保証人は、本人の世帯とは別に独立した生計を維持している人で、いつでも学生本人と連絡のできる人でなければなりません。
- ・ 誓約書（様式第2号）及び奨学金貸借契約書（様式第3号）は、4通提出してください。（採用決定後に、割印のうえ返送します。）
- ・ 特別奨学金受取口座は、学生本人の口座です。預貯金通帳の口座番号及びカタカナ表記の口座名義人が記載されているページの写しを添付してください。
- ・ 事前に教育委員会教育総務課へ電話連絡（34-0509）のうえ、学生本人が保護者同伴のうえ、申請書と関係書類を持参してください。

### 貸付の決定

申請書を受理したときは、町長が特別奨学金の貸付の適否を決定します。

### 貸付の方法と時期

貸付の決定後、指定された学生本人の預貯金口座に振り込みます。

### 在学証明書の提出

奨学生は、毎年4月15日までに在学証明書を教育委員会教育総務課へ提出してください。

- ・ 教育委員会教育総務課へ持参（郵送可）してください。所在地は、この案内の末尾に記載しています。
- ・ 在学証明書を提出しないと在学確認ができないため、特別奨学金の貸付が取り消されます。

### 奨学生等の異動届出

次のような場合には、直ちに教育委員会教育総務課へ届出なければなりません。

- ① 休学、復学、転学、退学したとき。
- ② 停学その他の処分を受けたとき。
- ③ 連帯保証人を変更したとき。
- ④ 本人又は連帯保証人の住所、氏名その他重要事項に変更があったとき。

・ ①と②の場合には、学校長の証明を添付しなければなりません。

### 申請の締切日

令和3年3月31日（水）までです。早めに、申請書を提出してください。

## 奨学金の償還

卒業したときは、特別奨学金の全額について連帯保証人と連署のうえ、**特別奨学金借用証書**（様式第5号）、**特別奨学金償還計画書**（様式第6号）及び**特別奨学金償還明細書**（様式第7号）を提出しなければなりません。

償還は、卒業してから**6カ月間猶予後**の10月から始まります。

また、償還は、月賦（毎月）、半年賦（9と3月）、年賦（9月）のいずれかを選択してください。金額は千円単位による均等割で、端数が出る場合は償還初回の金額で調整してください。また、奨学金はいつでも繰上償還することができますので、その際にご連絡ください。

- ・ 償還金は、後輩の貸付に充てる貴重な財源となりますので、できる限り短い期間で償還するようにしてください。
- ・ 償還が滞ると、他の方に迷惑がかかりますので、確実に償還するようにしてください。
- ・ 償還期日までに奨学金を償還しなかったときは、違約金を徴収することがあります。

## 問い合わせ先

亘理町教育委員会 教育総務課

〒989-2393 亘理町字悠里1番地（亘理町役場内）

TEL 0223-34-0509 FAX 0223-34-7684

## 注意事項

- 1 貸付けを受けるのは、本人です。
- 2 連帯保証人は、償還が終了する時点で高齢になる方は避けてください。
- 3 在学証明書は、毎年4月15日まで教育委員会**教育総務課**へ**必ず提出**してください。
- 4 償還期間は、次の例を参考にしてください。

このほかの場合、**教育総務課**へご相談ください。

貸付金額 …… 200,000 円

①償還期間 …… 10,000 円×20 月＝200,000 円 （1年8月で償還）

②償還期間 …… 11,000 円× 1 月＝ 11,000 円

7,000 円×27 月＝189,000 円 （2年4月で償還）

- 5 返済は、償還期間内であれば、いつでも良いものではありません。

**償還計画のとおり必ず返済してください。**